

南東大西洋漁業機関（S E A F O）
South East Atlantic Fisheries Organisation

2003年4月13日 発効
2010年1月10日 日本加盟
事務局：スワコプムンド（ナミビア）

1. 目的

条約区域（南東大西洋）における漁業資源（高度回遊性魚類及び大陸棚の定着性種を除く、魚類、軟体類、甲殻類その他の定着性種）の保存管理

2. 設立条約

南東大西洋における漁業資源の保存と管理に関する条約
(Convention on the Conservation and Management of Fishery Resources in the South-East Atlantic Ocean)

3. 加盟国

日本、ナミビア、アンゴラ、南アフリカ、韓国、EU

4. 主な規制・保存管理措置

① 総漁獲可能量（TAC*1）（2022、2023 年）

- ・ メロ（マジェランアイナメ） 261 トン
- ・ マルズワイガニ（オオエンコウガニ） 362 トン

*1 TAC: Total Allowable Catch

② 脆弱な海洋生態系（VME*2）保護のための禁漁区の設定

*2 VME: Vulnerable Marine Ecosystem

5. 条約区域

南東大西洋（以下図を参照）

